

補正が多い事例に対する留意点と協力をお願いしたいこと

		① 補正の具体例など	② 正しい内容及び留意事項等
共 通			
1	登記識別情報提供様式の記載誤り	受付年月日・受付番号又は順位番号の記載で「甲区」と「乙区」の記載を誤っている。	自動照合ができなため、正確な記載に留意する。
2	代理権限証書（委任状）の誤記及び記載漏れ	<ul style="list-style-type: none"> 不動産の表示漏れ又は誤り 持分記載漏れ 登記識別情報の暗号化に関する一切の権限、代理受領の件が漏れているもの 	窓口で直接補正していただくことになるので、特に慎重な取り扱いに留意する。
所有権（甲区）			
3	登記の目的誤り	所有権の登記がない（表題部のみ）の不動産に対する所有権移転	<p>所有権保存</p> <p>※連件の相続登記申請にはほぼ限定されるため、相続登記をする際は留意する。</p> <p>※補正の場合は、目的だけでなく登記原因についても削除する。</p>
4	検索用情報申出の要否漏れ	<p>登記名義人の住所氏名のみ記載し、検索用情報である「ふりがな」、「住所」及び「メールアドレス」の記載がない。</p> <p>また、申出を希望しない場合に申出をしない旨の記載がその他事項欄に記載されていない。</p>	<p>令和7年4月21日から開始された取扱いであり、検索用情報の申出を希望しない場合は、その旨をその他事項に記載する。特にメールアドレスのみの申出を希望しない場合でも「メールアドレスなし」の記載をすることに留意する。</p> <p>※ 令和8年度から検索用情報に基づいて住基ネットワークサービスと照合し、住所変更があった者に対しては職権による変更登記をする運用が開始されることに伴い、該当者に職権登記について同意を得る必要があり、その際、メールアドレスの申出があると事務の負担が軽減されることから、可能な範囲で申請人にメールアドレスの申出を促してもらいたい。</p>
5	数次相続登記の登記原因漏れ	「平成〇〇年〇月〇日相続」のみ記載し、中間の相続が抜け落ちている。	<p>「平成〇〇年〇月〇日法務太郎相続令和〇年〇月〇日相続」</p> <p>※数次相続においては、法定相続人間の死亡年月日に留意する。</p>
6	法人識別事項（会社法人等番号）の記載がない法人が登記名義人となっている場合の本店移転等による変更登記をする場合の変更後の事項の記載が十分でないもの	<p>①商号変更の場合 変更後の事項 商号 株式会社□□</p> <p>②商号本店ともに変更の場合 変更後の事項 商号本店 ○県○市○町1番地 株式会社□□</p>	<p>①商号変更の場合 変更後の事項 商号法人識別番号 株式会社□□ 会社法人等番号360001123456</p> <p>②商号本店ともに変更の場合 変更後の事項 商号本店法人識別番号 ○県○市○町1番地 株式会社□□ 会社法人等番号360001123456</p>
抵当権等（乙区）			

7	(根) 抵当権抹消において、代理権が消滅した者が作成した代理権現証明書又は解除証明書等を添付して申請する場合に代理権の期間に関する記載がない。	その他事項欄に、代理権の期間に関する記載がない。	その他事項欄に「登記義務者の代表者の代表権限は消滅しているが、代表権限を有していた時期は令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日である。」と記載する。
8	①共同担保目録の記載をしなければいけないケース ②共同担保目録の記載をしてはいけないケース	①抹消登記、担保追加、に共同担保目録の記載がない。 ②抵当権移転、抵当権変更などに共同担保目録を記載している。	共同担保目録の入力が必要な登記と不要な登記の区別に留意する。 ※共同担保目録を入力する場合は、別添のオンライン申請に適合するデータ入力を参照
9	(根) 抵当権抹消登記申請において、銀行等の義務者の変更証明書として閉鎖登記簿謄抄本が添付されていない。	会社法人等番号のみ記載している。	会社法人等番号の提供だけでは確認できない内容(閉鎖登記簿に記載された内容)については、閉鎖登記簿謄抄本の添付が必要となる。
表示登記関係			
10	書面による申請(申出)の際における共同担保目録の記載遺漏	分筆登記、建物表題部変更登記(所在変更)及び建物滅失登記など、(根) 抵当権が設定されている場合に共同担保目録の記載が必要であるにもかかわらず記載を遺漏している。	共同担保目録を記載する。

その他(協力依頼)		① 協力をいただけていない具体例	② 協力していただきたい内容
1	登記識別情報通知書等受領印届	添付がない。	同届の下部の「法務局使用欄」に登記完了後に交付する登記識別情報及び登記完了証の枚数、返却書類及び権利書の有無を記載する箇所があるため添付をお願いします。
2	複数の司法書士から、同一の不動産を対象とする申請(例 A司法書士が所有権移転、B司法書士が抵当権設定)する場合の取扱い	ただ単に「後件にて抵当権設定の申請があるため連件扱いでの取り扱いをお願いします。」とのみ記載されており、どの事件を指すのか不明なものがある。	連件とすべき事件の申請年月日及び受付番号の記載をお願いします。
3	押印の印影が不鮮明	委任状、遺産分割協議書及び工事完了引渡証明書等に押印された印影が不鮮明であるため、印鑑証明書との照合ができない。 ※特に原本還付のため写しを添付する遺産分割協議書と、スキャニングしている工事完了引渡証明書等	書面作成時に、申請者(相続人)に対し鮮明に押印するよう促すなどの対応をお願いします。 遺産分割協議書等の写しを作成する場合は印鑑証明書との照合を想定してコピー濃度を調整する等の作成をお願いします。
4	登記相談	管轄以外の物件に対する登記相談がある。	管轄の登記官の判断によるので管轄登記所に相談票の提出をお願いします。 ※相談内容によっては、管轄の登記官が本局に照会する事案かどうか判断しますので、まずは管轄登記所へお願いします。
5	登記相談	・所定の登記相談票によらない電話での照会 ・登記相談票に相談者の意見及び意見の根拠となつた資料が添付されていない。	・登記相談については相談票の提出をお願いします。 ・登記相談票の内容については事案の概要だけでなく、相談者の意見及びその根拠としている資料の添付をお願いします。